

令和6年度
柏市健康福祉審議会
全 体 会

会 議 資 料

令和6年5月16日

福祉部・健康医療部・こども部

目 次

1	柏市健康福祉審議会委員名簿	1
2	各部署の事業概要等について	
(1)	福祉部	2
(2)	健康医療部	6
(3)	こども部	15
3	福祉部・健康医療部・こども部 幹部職員名簿	19
4	資料	
(1)	令和6年度柏市健康福祉審議会開催予定表	20
(2)	柏市健康福祉審議会の構成	21
(3)	柏市健康福祉審議会条例	22
(4)	柏市健康福祉審議会市立病院事業 検討専門分科会規則	28
(5)	柏市健康福祉審議会運営要領	29

1 柏市健康福祉審議会委員名簿

(敬称略, 50音順)

No.	氏名	ヨミ	所属など
1	秋谷 正	アキヤ タダシ	柏市社会福祉協議会
2	阿部 孝	アベ タカシ	柏市ふるさと協議会連合会
3	新井 祐介	アライ ユウスケ	公募委員
4	飯島 勝矢	イイジマ カツヤ	東京大学高齢社会総合研究機構
5	五十嵐 政江	イガラシ マサエ	柏市ひとり親福祉会
6	岩田 久美	イワタ クミ	柏市小中学校長会
7	宇佐見 さくら	ウサミ サクラ	柏市老人福祉施設連絡協議会
8	大久保 夏樹	オオクボ ナツキ	社会福祉法人ワナーホーム
9	大塚 紫乃	オオツカ シノ	江戸川大学
10	大塚 昌孝	オオツカ マサタカ	柏市薬剤師会
11	大村 美保	オオムラ ミホ	筑波大学
12	岡田 剛	オカダ ツヨシ	柏市医師会
13	織田 暁寿	オダ アキトシ	柏市医師会
14	金田 しおみ	カネダ シオミ	柏市介護サービス事業者協議会
15	北山 紀代子	キタヤマ キヨコ	柏市非営利団体連絡会
16	工藤 淑子	クドウ トシコ	柏市地域包括支援センター運営協議会
17	小松崎 禎	コマツザキ タダシ	千葉県柏市児童相談所
18	小宮 裕明	コミヤ ヒロアキ	柏市民生委員児童委員協議会
19	齊藤 志帆	サイトウ シホ	柏市介護支援専門員協議会
20	佐藤 可奈	サトウ カナ	聖徳大学
21	嶋田 克巳	シマダ カツミ	千葉県立柏特別支援学校
22	豊田 宗裕	トヨダ ムネヒロ	聖徳大学
23	中川 博	ナカガワ ヒロシ	柏市社会福祉協議会
24	中島 啓介	ナカジマ ケイスケ	柏市医師会
25	中村 幸子	ナカムラ サチコ	柏市中心身障害者福祉連絡協議会
26	中山 宙久	ナカヤマ ヒロヒサ	柏市歯科医師会
27	二瓶 陽子	ニヘイ ヨウコ	柏市生涯現役協議会
28	廣松 雪子	ヒロマツ ユキコ	柏市私立幼稚園協会
29	松浦 俊弥	マツウラ トシヤ	淑徳大学
30	村上 広子	ムラカミ ヒロコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
31	山名 恵子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会
32	渡邊 祐一	ワタナベ ユウイチ	柏市認定こども園協議会

2 各部署の事業概要等について

(1) 福祉部

1 部署名	
福祉部	
2 部の所管業務について	
福祉政策課	重層的支援体制整備事業，地域健康福祉計画等福祉施策，柏市社会福祉協議会との調整，民生委員，教育福祉会館の管理運営，防災福祉K-Net事業等防災・災害対応に係る施策，日本赤十字社，戦没者遺族等の援護，墓地等の経営許可，部内の総合調整など
指導監査課	社会福祉法人等の設立許可・指導監査，有料老人ホームの届出・立入検査，介護サービス事業者の指定・指導監査，障害福祉サービス事業者等の指定・指導監査，保育園等の指導監査
障害福祉課	障害者施策，障害者基本(福祉)計画，障害者手帳，障害者の就労支援，障害者の相談支援，障害者の虐待防止，障害福祉サービス支給決定など
生活支援課	生活保護相談及び金品支給，生活困窮者の支援，行旅死亡人，ホームレス，無縁者の埋葬，中国残留邦人の支援など
3 主な事業	
(1) 重層的支援体制整備事業の実施（福祉政策課）	
ア 現状	少子化や高齢化に伴い，孤独・孤立が深刻化するとともに，地域課題が複雑化・多様化している。一支援機関での課題解決が難しい事例や狭間に落ちてしまう課題について，複数の支援機関が連携し，「面」による支援を行い，相談から課題解決までにつなげられるよう，伴走支援を行う制度である。
イ 課題内容	令和4年度から実施し3年目に突入する。 複合・複雑的な課題がある要支援者においては，それぞれの事例に合わせた対応が必要であることから，既存の事業の活用だけでなく，個別支援に対応できる機能構築に取り組む必要がある。
ウ 取り組み	(ア) 地域づくり事業：ラコルタ柏コーディネーターの配置，地域活動コーディネーター（新規） (イ) 参加支援事業：多世代交流など，社会参加のきっかけづくりとなるイベントの開催 (ウ) 包括的支援事業：福祉の総合相談窓口，悩み相談AIチャットシステム（新規） (エ) 多機関協働事業：エリアごとの支援体制整備（重層的支援会議の開催・伴走支援のコーディネーター）
(2) 第5期柏市地域健康福祉計画の策定（福祉政策課）	
ア 現状	柏市総合計画の分野別計画に位置付けられ，令和7年度～12年度を期間と

した第5期柏市地域健康福祉計画を策定する。

イ 課題内容

健康福祉分野の上位計画である本計画の策定にあたり、住民意向の把握・反映のために実施した市民アンケート、中高生アンケート及び市民ワークショップ等の結果を踏まえると共に、第5次総合計画・分野別計画との整合性を図る必要がある。

ウ 取り組み

(ア) 令和5年度に実施した市民アンケート、中高生アンケート及び市民ワークショップ等の結果から現状の課題を整理すると共に、重点施策や第4期本計画の評価・分析し、得られた結果をもとに、本計画の基本方針の見直しを行う。

(イ) 健康福祉に関係する部署と地域共生社会の連携会議（庁内会議）を定期的で開催している。

この場を利用して庁内連携を深めつつ、関連計画との調和も図りながら計画を策定する。

(3) ラコルタ柏（教育福祉会館）の管理運営（福祉政策課）

ア 現状

令和3年のリニューアルオープン以降、従来分かれていた、教育分野と福祉分野について、一体的な運用を目指し、連携を推進

イ 課題内容

(ア) 教育と福祉機能が同一施設に配置されていながら、強みを活かしてきれていない。

(イ) 運営が別のため、活用する内容に重複がみられる。

ウ 取り組み

(ア) 「誰もが集える みんながつながる 地域へ広がる」を館のコンセプトとする。

(イ) ラコルタ柏フェスティバルの開催等を通じて教福連携の取り組みを推進

(4) 社会福祉法人等、介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、保育園等の指定等及び指導監査等（指導監査課）

ア 現状

社会福祉法人…24 法人

社会事業授産施設…1 箇所

有料老人ホーム(サ高住含)…83 箇所（新規届出4件）

介護サービス事業所…1,147 箇所（指定85件、廃止51件）

障害者支援施設…2 箇所

障害福祉サービス事業所…450 箇所（指定43件、廃止20件）

障害児通所支援事業所…181 箇所（指定18件、廃止7件）

幼稚園(新制度)・こども園…21箇所(確認・認可2件)
保育所・小規模保育事業…94箇所(認可6件,廃止1件)
認可外保育施設等…74箇所(新規届出2件,廃止・休止4件)
一時預かり・病児保育等…78箇所(廃止2件)

※いずれも令和5年度末現在

イ 課題内容

令和6年度は介護サービス及び障害サービスの制度改正の年にあたるため,制度改正の内容を事業所に周知し,事業所が新たな基準を遵守するよう指導していくことが課題。

ウ 取り組み

基準に適合しない運営を行っている可能性がある法人や事業所について,内部通報や情報提供等を基に指導監査等を実施し,適正化を図る。

(5) ノーマライゼーションかしわプラン2024の進行管理(障害福祉課)

ア 現状

特になし。令和5年度に令和6～8年度を期間とする計画を策定。

イ 課題内容

第4期柏市地域健康福祉計画の分野別計画に位置付けられ,令和6年度から新たに進めるノーマライゼーションかしわプラン2024について,プランの進行管理・評価を行い,地域課題を把握することが必要。

ウ 取り組み

プランに位置付けられる各事業の進捗管理・評価を行い,現状・課題の認識を図る。

(6) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実(障害福祉課)

ア 現状

地域の身近な場所で障害者の福祉や権利擁護に関する相談を受け付ける窓口を市内4か所に設置し,24時間365日の相談体制を整備し,日中の相談から緊急時の相談まで対応している。

イ 課題内容

近年,相談件数の増加や複合的な問題を抱えるケースの増加により,地域の指定相談支援事業所等への支援者支援が十分とは言えない状況である。

ウ 取り組み

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点に配置されている地域生活コーディネーターの増員を図る。

(7) 障害者等社会参加・就労支援事業(障害福祉課)

ア 現状

障害が疑われる障害者手帳の未取得者及び障害者手帳を取得しているも

のの既存サービスに馴染めず支援機関に繋がっていない者、またひきこもりの方等を対象に自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とした就労支援事業を実施している。

イ 課題内容

- (ア) ひきこもりの方に対するアウトリーチ支援
- (イ) 関係支援機関との連携強化
- (ウ) ひきこもりの方を支援に結びつけるためのツールの開拓

ウ 取り組み

関係支援機関から情報共有を図りアウトリーチ支援を行い、また社会参加及び就労支援計画を立てながら個人に適する支援を行っている。

(8) 生活保護及び困窮者等支援体制の強化（生活支援課）

ア 現状

生活保護率…1.1%，被保護世帯数…4,103世帯（令和5年度末）
生活困窮新規相談件数…948件（令和5年度末）

イ 課題内容

生活保護受給者及び困窮者に対し、自立した生活が営めるよう、就労支援事業等を展開し、自立支援を行う支援体制の強化

ウ 取り組み

面接相談員や就労支援相談員など専門の相談員が、相談者の課題を包括的に捉え、個別的・継続的に総合支援を実施

関係部署とビデオ通話（かしまるネット）を活用しながら連携し、重層的支援体制の強化

(2) 健康医療部

1 部署名	
健康医療部	
2 部の所管業務について	
健康政策課	高齢社会総合研究会，生涯現役促進協議会の運営，フレイル予防の啓発，健康危機管理の統括，がん対策，部内の総合調整など
高齢者支援課	介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理，老人福祉施設等の基盤整備，介護人材確保，介護保険の資格管理賦課・徴収，要介護（要支援）認定，給付，いきがづくり，敬老事業など
地域包括支援課	地域包括支援センター，フレイル予防，認知症施策，高齢者の権利擁護，生活支援体制整備など
地域保健課	地域保健の推進，柏市民健康づくり推進員に関すること，母子保健の推進，妊娠子育て相談センターの運営など
健康増進課	健康増進事業，予防接種事業，がん検診等，国保保健事業，受動喫煙対策など
保険年金課	国民健康保険運営協議会の運営，国民健康保険及び後期高齢者医療制度の資格の得喪，賦課収納，給付など
国民年金室	国民年金被保険者の資格の得喪，保険料の免除，国民年金裁定請求書の受理及び進達に関すること，年金生活者支援給付金に関することなど
地域医療推進課	在宅医療・介護連携の推進，地域医療，救急医療，柏地域医療連携センター管理など
医療公社管理課	市立柏病院及び介護老人保健施設の事業運営，施設管理及び建替整備事業
総務企画課	地域保健に係る企画立案・調整に関すること，診療所・薬局などに関すること，医療従事者免許に関すること，ウェルネス柏の施設管理など
保健予防課	感染症・疾病対策，精神保健福祉対策
生活衛生課	食中毒の予防，食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設の衛生指導など
動物愛護 ^{ふれあいセンター}	動物愛護精神の普及啓発，犬の登録など
衛生検査課	感染症や食中毒に係る検査，飲用井戸水や浴槽水の検査，食品衛生検査など
3 主な事業	
(1) 健康増進・健康長寿の推進（健康政策課，高齢者支援課，地域包括支援課，健康増進課）	
ア 現状	
第1号被保険者の要介護認定率…17.3%	
要介護認定者数…19,881人（令和6年2月29日現在）	
イ 課題内容	
(ア) 健康寿命の延伸が不可欠な中，既存事業では要介護高齢者の抑制に限界が見られ，また，類似した事業が個別に行われ非効率となっていることから，組織が横断的に連携し効果的な事業の実施をすることが必要。	
(イ) 健康寿命の延伸，生活習慣病の発症及び重症化予防を図るために，健康に関する意識の向上を図り，特に若い時からの望ましい健康習慣の確立と健康意識の向上が求められ，市民の行動変容と継続性支援のための取り組みが課題。	

- (ウ) 高齢化に伴う医療費及び介護給付費の増加を抑制し、高齢者が「健康」で「いきがい」を持って暮らし続けることができるよう、高齢者が主体的に介護予防に取り組むためのきっかけや、様々な活動に参加継続できる体制、環境づくりが必要。

ウ 取り組み

- (ア) 健康増進計画で定める重点9分野に「自然と健康になれる環境づくり」の視点も加え、特に若い世代や働き盛り世代を対象とし、地域特性にも着目した効果的な施策を検討する。

検討にあたっては、令和5年度に20歳以上の柏市民、胎児期（妊娠時）、小・中・高校生及びその保護者に行った各種の調査等の分析結果を活用する。

また、企画部や経済産業部等とも連携して施策の検討を行う。

- (イ) 高齢者一人ひとりが、自分自身のフレイル予防の必要性に気付き、主体的に活動できるよう、通いの場や地域包括支援センターが開催する講座等において、かしわフレイル予防サポーターによるフレイルチェックを積極的に実施するとともに、日頃からの運動・栄養・社会参加の重要性の周知を進める。

- (ウ) 「かしわフレイル予防ポイント制度（対象年齢40歳以上）」を発展させ、全世代対応の健康アプリを開発・導入することで、市民が自然と健康になれる環境づくりを推進。市民が楽しみながら自身の健康管理に取り組むことができるよう、全世代向けに多彩なコンテンツを導入し、効果的なインセンティブを検討

- (エ) 厚生労働省の生涯現役地域づくり環境整備事業を受託している柏市生涯現役促進協議会に参画、連携し主に高齢者の就労や社会参加を促進

(2) 第9期柏市高齢者いきいきプラン21の進行管理（高齢者支援課）

ア 課題内容

第4期柏市地域健康福祉計画の分野別計画に位置付けられ、令和6年度から新たに進める第9期柏市高齢者いきいきプラン21について、計画の進行管理・評価を行い、地域課題を把握することが必要。

イ 取り組み

計画に位置付けられる各事業の進捗管理・評価を行う。令和7年度には、次期計画に向けたアンケート調査等の基礎調査を実施し、現状・課題の認識を図るとともに、将来に向けた目標を設定する。

(3) 在宅医療・介護の推進（地域医療推進課、地域包括支援課、高齢者支援課）

ア 現状

在宅療養支援診療所数…38箇所（令和5年3月1日現在）

認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱa以上）…9,247人

（令和5年10月1日現在）

イ 課題内容

- (ア) 高齢になっても、病気を抱えていても、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく、望む暮らしを最期まで続けることができるよう、継続した在宅医療・介護連携の体制整備。

在宅療養者の看取り対応、災害時対応等をはじめとする医療・介護職のスキル向上及び連携の促進。加えて本人やその家族が望む暮らしを選択できるだけの十分な情報提供が必要。

- (イ) 認知症（予備群含む65歳以上）の高齢者は約4人に1人といわれており、高齢化により増加が予想されることから、認知症に関する正しい理解の促進と、早期発見・早期対応により適切な医療及び介護サービス等の支援に結びつける体制整備をすることが必要。

ウ 取り組み

- (ア) 在宅医療を利用する本人や家族、従事する多職種の評価を踏まえた在宅医療・介護連携のさらなる推進及び質の向上
- (イ) 在宅医療の当事者だけでなく、当事者を支える側の視点も踏まえて、多様な媒体を活用した多面的な情報発信の実施
- (ウ) 今後も増加が見込まれる高齢者への支援を細やかに行えるよう、地域包括支援センターの適切な運営に向け、相談支援体制の充実や地域ケア会議の推進、活動評価を実施する。
- (エ) 認知症サポーター養成講座の実施やかしわ認知症対応ガイドブックの活用による認知症の正しい理解促進を図り、SNS等も活用し認知症の相談窓口の周知を行う。
- (オ) 地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置、かしわオレンジSOSネットワークの推進、各種相談窓口との連携により認知症の人や家族の見守り支援体制の充実を図る。
- (カ) 認知症の早期診断・早期対応により適切な医療に結びつけるため、認知症簡易チェックツールの活用を促進するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図る。

エ 協定書締結

平成22（2010）年5月に、地域包括ケアシステム構築に取り組むため、東京大学高齢社会総合研究機構、独立行政法人都市再生機構、柏市が連携協定を締結したが、令和6（2024）年5月に協定期間が満了となる。

そのため、今後も、医師会を始めとする多職種の職能団体が連携して在宅での医療・介護提供体制の充実を図ることを目的として、新たな枠組み（柏市医師会、東京大学高齢社会総合研究機構、柏市）による連携協定を、本年4月1日に締結した。

(4) 介護保険事業の適切運営（高齢者支援課）

ア 現状

30日以内に要介護（要支援）認定をする割合…26.9%（令和6年2月29日現在）

イ 課題内容

- (ア) 介護が必要になった時に介護サービスが適切に利用できるための、利用手続き等の周知や迅速な要介護認定が必要。
- (イ) 介護保険料の公平な賦課徴収
- (ウ) 給付の適正化に努めるなど介護保険制度の持続可能性の確保

ウ 取り組み

- (ア) 介護保険サービスを必要とする方が、適時適切にサービスにつながる

ことができるよう、制度や相談窓口をわかりやすくまとめた手引きを作成、配布

- (イ) 必要な介護サービスが円滑かつ過不足なく利用できるよう、適切な要介護認定やケアプラン点検等を実施

(5) 地域医療（地域医療推進課）

ア 課題内容

東葛北部圏域の周産期母子医療は、千葉県内の他圏域に比較し、出生数に対してNICU（新生児集中治療室）の数が少なく、周産期医療体制としては脆弱な状況。

イ 取り組み

分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療等に対応できる医療体制の整備に向け、地域周産期母子医療センターの認定を目指す医療機関に対し、開設準備に係る経費の一部補助を行う。

(6) がん対策の推進（健康政策課）

ア 課題内容

- (ア) 終末期にある若年がん患者の約半数は在宅療養を希望するが、介護サービスを利用する場合に40歳未満は介護保険が適用されないため、全額自己負担となる。

- (イ) がん患者が治療の過程で外見的变化によりウィッグ等の補整具を必要とする場合に、購入費等を助成する制度がない。

イ 取り組み

- (ア) 40歳未満のがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）が、介護サービス等を利用する際に、費用の一部を助成する。（柏市若年がん患者在宅療養支援事業、令和4年度開始）

- (イ) がん患者が、治療による脱毛や乳房切除などで、補整具（ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼ）を購入・レンタルした際に、費用の一部を助成（柏市がん患者ウィッグ等購入費等助成事業、令和5年度開始）

(7) 切れ目のない支援体制の充実（地域保健課）

ア 課題内容

- (ア) 核家族化や地域社会の変容等を背景に、地域において妊産婦や子育て家庭が社会からの支援につながらずに、地域の中で孤立しがちな傾向にあり、妊娠出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担が増加している。

- (イ) 相談の内容も複雑化している中、あらゆる相談に対応し迅速性と一貫性のある支援を提供していく必要がある。

- (ウ) 地域における妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実が必要。

イ 取り組み

- (ア) 支援が必要な妊婦に対し、きめ細やかで切れ目のない支援を提供するため、要支援を所管する子育て包括担当を新たに設けるとともに、こど

も相談センターに設けられる乳幼児担当と更なる連携を図り、支援体制を強化していく。

- (イ) 令和5年2月より、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、出産子育て応援給付金による経済的支援を一体とした事業を開始した。
- (ウ) 出産後、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てが出来るよう、母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業について、委託施設の拡充や、対象年齢の引き上げ、自己負担額の減免等、利用体制の充実を図った。

(8) 国民健康保険（保険年金課）

ア 現状

団塊世代の75歳到達に伴う後期高齢者医療制度への移行や、社会保険適用拡大などによる被保険者数の減少、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加など、国民健康保険事業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

イ 課題内容

被保険者数が減少しているにもかかわらず、被保険者一人当たり医療費は増加しており、増え続ける医療費の影響により、現在の国保財政は財源の不足を一般会計からの財政補填に頼らざるを得ない状況となっている。

また、令和6年度は、現行の保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが予定されている。

ウ 取り組み

柏市国民健康保険料改定指針に沿って計画的に保険料率を見直していくとともに、本市の努力により得られる交付金等の確保や徴収率の向上、医療費の適正化に努め、出来る限り保険料負担額の抑制を図る。

また、12月に予定されている保険証の廃止に向けて、マイナ保険証への円滑な移行に努める。

(9) 後期高齢者医療制度（保険年金課）

ア 現状

平成20年度の制度創設以降、千葉県の子被保険者数は毎年増え続けており、平成20年4月に約49万2千人であった被保険者数は、令和5年4月には約93万人へと大きく増加し、今後も被保険者数の増加は進展していくものと見込まれている。

イ 課題内容

今後も団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することで被保険者数が増加していくことに伴い、医療費の増加が見込まれている。

ウ 取り組み

運営主体たる千葉県後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら、健康寿命の延伸のための保健事業等を推進していく。また、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう医療費の適正化にも取り組んでいく。

(10) 国民年金事業（国民年金室）

ア 課題内容

事業運営の主体は国（日本年金機構）であることから、市町村で行う法定受託事務において、常に年金機構（年金事務所）と連携を図っていく必要がある。連絡・確認体制が取れないと被保険者に円滑な手続き案内をすることができなくなる。

イ 取り組み

今後も年金機構・年金事務所と連携を密にし、国民年金の資格・給付手続きの円滑な案内を進めていく。

(11) 市立柏病院の建替整備（医療公社管理課）

ア 課題内容

- (ア) 築40年以上が経過した建物の老朽化
- (イ) 安定的な病院運営のための経営改善

イ 取り組み

- (ア) 市立柏病院の現地建替えに向けて、令和5年度から着手している基本設計業務を6月末に完了させ、その後、実施設計業務の着手を予定
- (イ) 実施設計業務は、施工予定者の技術協力を得ながら実施設計を行うE C I方式の採用を予定
- (ウ) 実施設計業務と並行して、新病院建設予定地にあたる介護老人保健施設はみんぐの一部移設工事
- (エ) 令和5年度に策定した「柏市立柏病院経営強化プラン」の進行管理。
- (オ) 経営の効率化に向けた数値目標の達成に向け、プランに位置付ける取り組みを開始

(12) 骨髄ドナー助成事業（総務企画課）

骨髄・末梢血幹細胞移植提供を実施した、または骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止されたドナー及びドナー（個人事業主を除く）が勤務する事業所に対し、ドナーは1日につき2万円×7日を上限に、事業所は1日につき1万円×7日を上限に助成金を交付するもの。

ア 現状

令和5年度助成実績 ドナー3名 事業所1件（令和6年3月末現在）

イ 課題内容

ドナーになれるのは18～55歳までであるが、45歳以上のドナー登録者が約41%と多くの割合を占めており、このままだとドナー登録者数が大幅に減ってしまうため、若年層のドナー登録拡充が課題となっている。

ウ 取り組み

- (ア) より一層の骨髄移植の推進を図ることを目的に、令和5年12月から、ドナーの最終同意後、移植希望者の容体急変等を理由に骨髄等の提供が中止となった者へ助成対象を拡大
- (イ) 骨髄移植推進月間（10月）における駅での啓発動画放映とチラシ配架、保健所が実習を受け入れる学校を通じた普及啓発に加え、令和5年度は新たに献血合同キャンペーン（7月）や柏市立小中学校での普及啓発を実施

(13) 医療機関立入検査事業（総務企画課）

医療機関を科学的かつ適正で良質な医療を提供する場にふさわしいことを目的として、柏市内病院及び病床を有する診療所について医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査を実施するもの。

ア 現状

令和5年度立入実績（令和6年2月末現在）

病院18件

病床を有する診療所1件

イ 課題内容

コロナ禍において令和2年度からの3年間については実地の立入検査が実施できていなかったため（書面での検査は実施）、現地の検査について従来より慎重に実施する必要がある。

ウ 取り組み

立入検査にて医療法に適合しない事項を指摘した医療機関については、文書での通知及び改善状況の回答を求め、次回検査時に現地でも改善状況の確認を実施する。また、毎年度国及び県から発出される立入検査に係る通知等により示された重点事項については、引き続き重点的に監視・指導を実施する。

(14) 総合保健医療福祉施設の保全事業（総務企画課）

日常的な点検や定期的な修繕に加え、中長期的な計画に基づく大規模修繕等を実施すること（計画的な保全）により長寿命化を図る。

ア 現状

大規模修繕（屋上防水改修及び外壁塗装等工事、空調設備改修工事）

各種点検（維持管理業務委託3年契約で実施）

修繕（令和6年度は誘導灯器具交換修繕他等8件予定）

イ 課題内容

総合保健医療福祉施設は夜間・休日も稼働しており、業務を行いながらの改修工事となるため、作業日・時間に制限がされる等の困難が生じる。

ウ 取り組み

各セクションの運営状況の把握に努め、工事計画案を基に関係部署と問題点の解決方法等を充分に行い、大規模修繕においては、仮設執務室を設置をするなど課題に合わせた対処方法を検討する。

(15) 感染症・疾病対策（保健予防課）

ア 課題内容

(ア) 感染症法改正に伴い令和5年度に策定した「柏市感染症予防計画」の施行と進捗管理

(イ) コロナ禍後の性感染症患者数増加、高齢者及び外国出生結核患者の増加等から、感染症対策の強化が必要

(ウ) 難病相談支援事業の再開が必要

イ 取り組み

(ア) 千葉県感染症対策連携協議会に参画し、柏市計画の進捗状況を報告する他、医療措置、宿泊確保措置等の県域での進捗状況を把握する。これを踏

まえ、健康危機対処計画と調整しながら感染症対応人材の育成、医療関係者等との地域のネットワークづくり等に取り組む。

(イ) ニーズに応じた HIV 等検査，休日検査，受入人数拡大による体制の拡充とハイリスク者への啓発の検討。

感染症事案発生時の対応を確実にを行うと共に，社会福祉施設等を対象とした研修会等の取組の検討と実施

(ウ) 新規患者及び更新時の相談支援の拡充，災害時の備えの確認啓発など

(16) 精神保健福祉対策（保健予防課）

ア 課題内容

(ア) 精神保健福祉法改正に伴い，市町村の相談支援の対象が精神障害のほか精神保健に課題を抱えるかたに拡充。庁内全体で精神保健に関する包括的な支援体制の整備を行う必要がある。また，入院に係る事務の取扱いの変更への対応及び精神障害者の権利擁護の推進が必要

(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

イ 取り組み

(ア) 関係部署と連携しながら，精神保健福祉相談に従事する職員の人材育成に向けた研修体制の整備。精神科病院連携会議の定期的な開催に向けた検討と実施

(イ) 医療，障害福祉，介護，地域支援者，当事者等とのネットワークの強化及び地域支援力の向上に向けて取り組んでいく。

(17) 食品・環境衛生対策の推進（生活衛生課）

ア 課題内容

(ア) 公衆衛生法の規定に基づき，施設等が衛生基準等に合致するか，また適切に維持管理されているかを確認するため，生活衛生施設等に対する立入検査（監視指導）を行うが，各施設の衛生水準向上のため，継続的指導が必要

(イ) 食の安全・安心の確保のため，健康被害の未然防止と，安全な食品の流通確保が課題

イ 取り組み

(ア) 計画的な監視計画を作成し，生活衛生施設，水道施設，特定建築物等の届出の受理，確認検査，監視指導を実施し，監視計画及び監視方法の見直しを図り効率的な監視指導を実施

(イ) 食の安全を確保するため，食品衛生法上の規定に基づき，柏市食品衛生監視指導計画を策定し，営業施設に対する監視指導及び流通食品の収去検査等を計画的，効率的に実施

(18) 人と動物との共生社会の推進（動物愛護ふれあいセンター）

ア 課題内容

(ア) 人と動物が共に住みやすい街づくりを目指すなかで，動物の飼い主は，飼い主責任の徹底と終生飼養に努める義務がある。

(イ) 全ての市民が，動物との適切な関係を築くため，市は効果的な施策を継続的に実施する必要がある。

イ 取り組み

- (ア) 動物の所有者明示を明確にし、動物が逸走した際にも速やかな返還へ繋げるため、マイクロチップの装着について普及促進を行う。
- (イ) 野外に生息する飼主のいない猫対策として地域猫活動を推進し、繁殖抑制のための不妊去勢手術費用の助成を行う。
- (ウ) 市民に対しては、動物の飼養マナーについて普及啓発を行うとともに、飼い主責任の徹底を周知する。

(19) 健康危機管理検査事業（衛生検査課）

ア 課題内容

- (ア) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

イ 取り組み

- (イ) 国立感染症研究所や県衛生研究所等への研修や、実践的な訓練による人材育成の計画的な実施
- (ウ) 検査機器等の設備の整備や、検査試薬等の物品の確保等による試験検査機能の向上
- (エ) 県衛生研究所等との検査に係る役割分担の確認と連携
- (オ) 周辺の機器も含めた全検査機器のリストアップによる老朽化した機器の把握と計画的な機器の更新

(3) こども部

1 部署名
こども部
2 部の所管業務について
こども政策課 子育て支援に係る計画に関することなど 子育て支援課 地域子育て支援拠点整備，児童センターなど こども福祉課 児童手当，子ども医療費助成，ひとり親家庭等支援など こども相談センター 児童相談所開設準備，家庭児童相談など 学童保育課 学童保育，こどもルームの運営・整備 保育運営課 保育園の運営など こども発達センター こども発達相談，療育支援など キッズルーム 入園児童の生活指導，機能訓練，保育所等訪問支援など
3 主な事業
(1) 子ども・子育て支援事業計画の改定・策定準備（こども政策課） ア 現状 幼児期の教育・保育，地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るための計画である「子ども・子育て支援事業計画」に基づき種々の事業を実施 イ 課題内容 本年度が計画期間（令和2年度から令和6年度）の最終年に当たるため，実態把握や策定の検討・実施が必要 ウ 取り組み 各事業ごとに実績値と量の見込みの比較・分析を行い，次年度以降の期間において次期計画を策定
(2) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業（子育て支援課） ア 現状（令和5年度） はぐはぐひろば沼南・柏たなか利用者数・・・38,979人 (前年度比24.7%増) 利用者支援事業相談件数・・・1,095件（前年度比20.2%減） イ 課題内容 コロナ禍での妊娠・出産を経験している親が多いなか，親子同士や地域とのつながりの希薄化が進み，依然として乳幼児親子の孤立化が懸念される状況にある。親子の交流の場の提供・妊娠期からの子育てに関する情報提供や相談対応の更なる充実が必要。 ウ 取り組み 子育て支援アドバイザーの育成，出張相談・miniひろばの実施場所・回数の見直し。プレママ・プレパパ向けの講座を実施。市公式LINEでのセ

グメント配信。

(3) 児童手当の制度改正について（こども福祉課）

ア 現状

0歳から中学生までの児童を養育している父母等に対し、児童1人あたり月額10,000円（3歳未満及び第3子以降は月額15,000円）を支給する制度。

所得制限を超過する世帯に対しては、月額5,000円を支給（特例給付）、所得上限限度額を超過する世帯は支給対象外となっている。

イ 課題

令和6年10月分より下記のとおり制度が改正される。

	現行（R6.9月まで）	改正後（R6.10月以降）
支給対象児童	中学校3年生まで	高校3年生相当の年齢（18歳）まで
所得制限	年収約960万円以上：特例給付 年収約1,200万円以上：支給対象外 ※主たる生計維持者の年収。配偶者と児童2人を扶養する世帯の目安額	なし
手当月額	3歳未満：15,000円 3歳～小学生：10,000円 （第3子以降は15,000円） 中学生：10,000円 特例給付：5,000円	3歳未満：第1～2子15,000円 第3子以降30,000円 3歳～高校生：第1～2子10,000円 第3子以降30,000円
支払期月	年3回（2月・6月・10月）	年6回（偶数月） ※改正後初の支給は令和6年12月

ウ 取り組み

広報やホームページ、児童手当受給世帯への個別通知により制度改正の周知を図るとともに、現在児童手当を受給していない高校生のいる世帯に対し、新規認定請求書等を送付する予定。

(4) 妊産婦等生活援助事業（こども相談センター）

ア 現状

児童の年間死亡事例の多くが0歳児であり、「予期しない妊娠」「妊婦健診未受診」等の課題を抱え孤立した特定妊婦への支援が重要

児童相談所の開設を見据え、改正児童福祉法にて法定化された本事業にいち早く着手し、子どもの命と安全を確保するもの

イ 課題内容

(ア) 相談できる人がいない等の孤立した特定妊婦への支援が重要であるが、具体的な支援策が不足

(イ) 妊娠届出の未提出者や妊婦健康診査の未受診者の早期発見につながる気軽に利用できる相談窓口や関係機関間の連携を強化

ウ 取り組み

(ア) 家庭生活に困難を抱える特定妊産婦等の気軽な相談窓口として、専門相談窓口の開設

(イ) 特定妊婦等に対して安全安心に過ごせる居場所（宿泊可）を提供し、出産前から母子をサポートできる体制を構築

(ウ) 出産直後の夜間を含めた寄り添い型の育児支援や、自立に向けた支援、養育等に係る情報提供、医療機関等の関係機関との連携を行う

(5) 児童相談所設置事業（こども相談センター）

児童相談所や青少年センターの機能を包含した「柏市こども・若者相談センター」として開設し、妊娠期から自立まで子どもに関するあらゆる相談に対応し、一貫した支援を成長に合わせて継続して提供できる体制を構築する。

ア 現状

令和5年9月「(仮称) 柏市こども・若者相談センター基本設計の概要」を公表

⇒青少年センター(令和5年9月末閉館)敷地内に建設

延床面積：7,120 m²、鉄筋コンクリート地上3階建

令和6年1月 既存施設の解体等工事に着手

イ 課題内容

(ア) 人員配置については、専門職の採用及び他自治体の児童相談所での実地研修を計画どおりに進行しており、国が定める児童相談所の基準に基づく配置が行える見込み

(イ) 児童養護施設や里親等の社会的養育は、市内のみならず広域的な取組が必要。千葉県、千葉市、船橋市をはじめ、近隣自治体との広域的な連携に向けて調整中

ウ 取り組み

(ア) 解体等工事終了(令和6年6月)後、新築工事に着工。令和8年度中の開設を見込む

(イ) 他自治体の児童相談所への派遣職員の増員(計約30名)や、一時保護児の心のケア等に取り組む精神科医や心理職等の研修を継続的に実施

(6) こどもルームの運営・整備事業（学童保育課）

ア 現状

共働き世帯などの増加により、こどもルーム入所児童が増加している。

イ 課題内容

保育室の増設、増設に合わせた支援員や補助員等の増員が必要となっている。

ウ 取り組み

こどもルーム整備計画を改定し、余裕教室の借用、学校整備に併せた複合化、新規施設整備に取り組んでいる。

有料求人サイトによる公募をはじめ、様々媒体を通じて募集している。

また、事務補助など保育以外の業務を担う人材を別途配置し、分業を推進している。

(7) こども誰でも通園制度の事業実施準備（保育運営課）

ア 現状

こども家庭庁は、令和8年度からの本格実施に向けた検討を進めている。

<目的>

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。

全ての子育て家庭に対して支援を強化し、孤立感や不安感を軽減する。
＜対象者＞

保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

イ 課題内容

(ア) 受け入れ施設の確保

(イ) 受け入れに必要な保育士の確保

(ウ) 予約管理（空き状況、予約等）、データ管理（利用者情報、利用実績等）、請求書発行、などを管理するシステムの導入

※こども家庭庁がシステム基盤を整備し、令和7年度から運用開始予定

ウ 取り組み

(ア) 受け入れに必要な定員数の算出

(イ) 受け入れ先として想定される各事業所への意向調査（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等）

(ウ) 試行的事業を実施する自治体への調査・ヒアリング

(8) 児童発達支援センターの一元化（キッズルーム）

ア 現状

キッズルームひまわり

知的障害、発達障害を持つ未就学児に対し必要な支援を行う通所施設。
39名（令和6年4月1日現在）が通園中。

キッズルームこすもす

肢体不自由がある未就学児に対し必要な支援を行う通所施設。21名（令和6年4月1日現在）が通園中。

イ 課題内容

児童福祉法の規定により、これまで上記のとおりキッズルームでそれぞれ行ってきた「児の障害の違いによる2種類の児童発達支援」が、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、肢体不自由児を知的・発達障害児と区別せず児童発達支援が一元化されることとなった。

この一元化に係る人員・設備基準が、こども家庭庁から令和6年2月に示されたばかりであり、また、令和9年3月31日までの間、肢体不自由児の児童発達支援は、なお従前の例によることができる経過措置が設けられたことから、今後キッズルームで検討・協議等を行いひまわり及びこすもすの児童発達支援を一元化する方針。

ウ 取り組み

令和8年度当初からの一元化を目標とする。

3 福祉部・健康医療部・こども部 幹部職員名簿

	役 職	氏 名
福祉部	部長	谷 口 恵 子
	次長(兼)指導監査課長	渡 邊 浩 司
	次長(兼)生活支援課長	矢 部 裕美子
	福祉政策課長	虻 川 純 子
	障害福祉課長	後 藤 能 成
健康医療部	部長	高 橋 裕 之
	理事(保険年金・介護保険・地域包括担当)	吉 田 みどり
	理事(市立病院・老健担当)	小 倉 孝 之
	保健所長	山 崎 彰 美
	次長(兼)地域医療推進課長	岡 村 秀 明
	健康政策課長	大 西 佑 作
	高齢者支援課長	島 澤 智 宏
	地域包括支援課長	小 出 嘉 則
	地域保健課長	星 裕 子
	健康増進課長	浅 野 美穂子
	保険年金課長	大 滝 修 一
	国民年金室長	野 澤 資 子
	医療公社管理課長	橋 爪 秀 直
	総務企画課長	梅 澤 貴 義
	保健予防課長	小 倉 恵 美
	生活衛生課長	高 木 素
動物愛護ふれあいセンター所長	芳 川 恵 一	
衛生検査課長	赤 池 孝 至	
こども部	部長	依 田 森 一
	技監	波 木 千 津
	こども政策課長	眞 塩 さやか
	子育て支援課長	渡 会 美 保
	こども福祉課長	恒 岡 真由美
	こども相談センター所長	野 戸 史 樹
	学童保育課長	染 谷 和 広
	保育運営課長	前 田 典 彦
	こども発達センター所長	丸 山 英 治

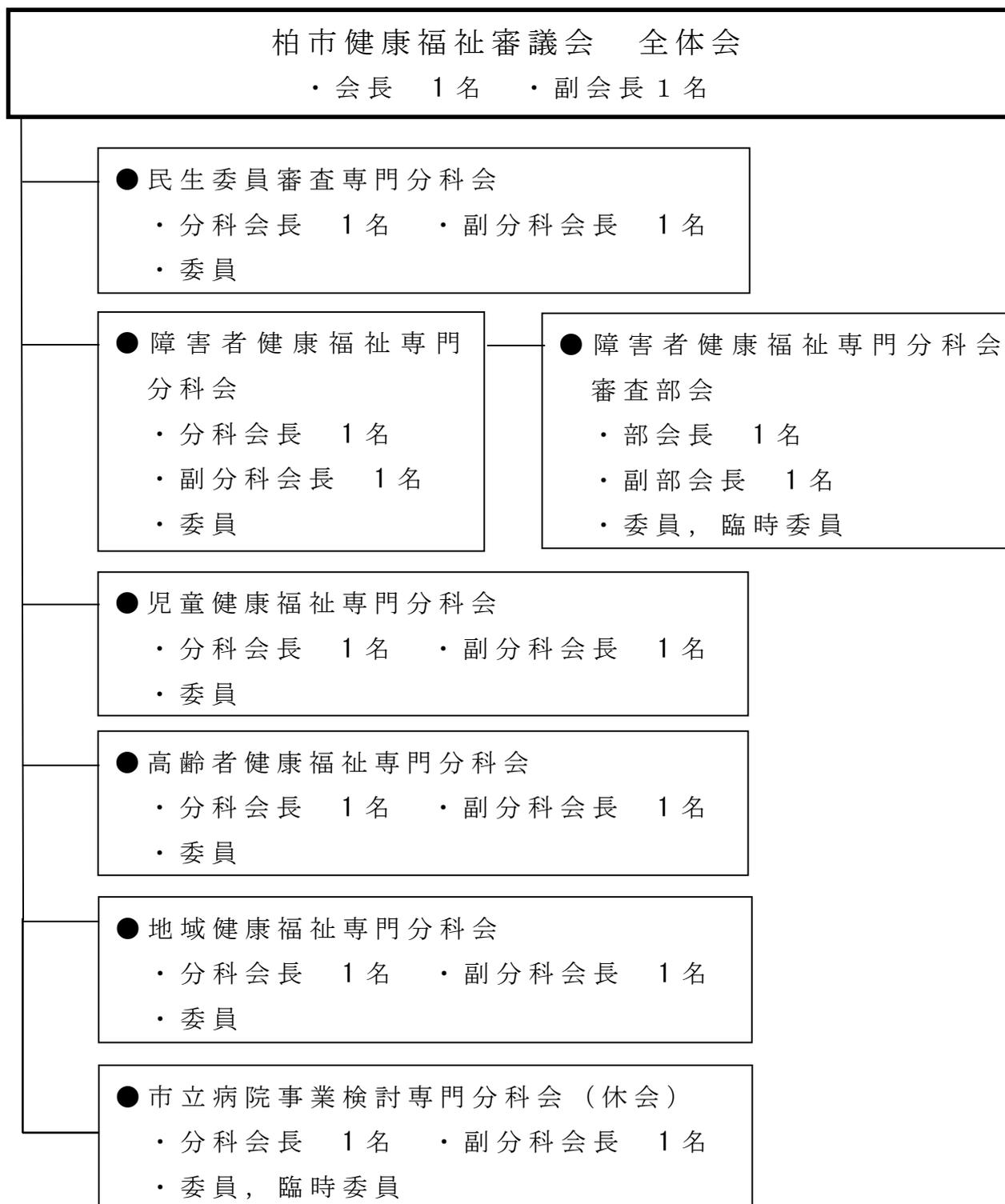
4 資料

(1) 令和6年度柏市健康福祉審議会開催予定表

開催月	全体会	専門分科会						
		民生委員	障害者	障害審査部会	児童	高齢者	地域	市立病院
4月								
5月	【第1回】 5月16日(木) 柏地域医療 連携センター							
6月				【第1回】 6月26日(水) 障害者活動セン ター(非公開, Web)			【第1回】 6月27日(木) ラコルタ柏2階多 目的室1・2	
7月						【第1回】 柏地域医療連 携センター		
8月			【第1回】 8月1日(木) 福祉会議室				【第2回】 8月29日(木) ラコルタ柏2階多 目的室1・2	
9月								
10月				【第2回】 10月23日(水) 障害者活動セン ター(非公開, Web)	【第1回】 10月21日(月) 分室1		【第3回】 10月30日(水) ラコルタ柏集會 室3	休会
11月								
12月								
1月							【第4回】 1月29日(水) ラコルタ柏集會 室3	
2月			【第2回】 2月13日(木) 福祉会議室	【第3回】 2月26日(水) 障害者活動セン ター(非公開, Web)		【第2回】 柏地域医療連 携センター	【予備】 2月26日(水) ラコルタ柏2階多 目的室1・2	
3月		【第1回】 未定						

※各分科会の詳細については、決まり次第、分科会担当課より通知いたします。

(2) 柏市健康福祉審議会の構成



(3) 柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日

条例第46号

改正 平成25年3月29日条例第24号

平成25年6月28日条例第33号

平成29年3月22日条例第10号

令和2年6月26日条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(平25条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 学識経験者

(4) 本市の住民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平29条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情

があると会長が認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

- 6 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。

(令2条例30・一部改正)

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項から第6項までの規定中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(令2条例30・一部改正)

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
- (5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例33・平29条例10・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

- 5 第5条（第1項を除く。）及び第6条の規定は、審査部会について準用する。
- 6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（平25条例24・一部改正）

（意見の聴取等）

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（社会福祉法等との関係）

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（柏市附属機関設置条例の一部改正）

2 柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則（平成25年条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第33号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 柏市健康福祉審議会市立病院事業検討専門分科会規則

平成24年4月16日

規則第70号

改正 平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月22日規則第17号

(設置)

第1条 柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号。以下「条例」という。）第7条第6号の規定に基づき、条例第1条第1項に規定する柏市健康福祉審議会に市立病院事業検討専門分科会を置く。

(平29規則17・一部改正)

(所掌事務)

第2条 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、本市の病院事業に関する事項とする。

(平29規則17・一部改正)

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平29規則17・旧第5条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26規則14・旧第1項・一部改正)

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第17号）

この規則は、柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成29年柏市条例第10号）の施行の日から施行する。

(5) 柏市健康福祉審議会運営要領

制定 平成 2 8 年 4 月 1 日

施行 平成 2 8 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は，柏市健康福祉審議会条例（平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日条例第 4 6 号。以下「条例」という。）第 1 3 条の規定に基づき，柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の組織及び運営

次に掲げる事項について書面により行うことができるものとする。

- (1) 条例第 2 条に規定する諮問
- (2) 条例第 3 条第 3 項に規定する委員及び臨時委員の委嘱
- (3) 条例第 5 条第 1 項に規定する会長及び副会長の，委員による互選
- (4) 条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項に規定する各専門分科会に属する委員及び臨時委員の，会長による指名
- (5) 条例第 8 条第 4 項及び第 9 条第 3 項に規定する第 5 条第 1 項の準用する，各専門分科会長及び副会長の，委員による互選
- (6) 条例第 1 0 条第 3 項に規定する審査部会に属する委員及び臨時委員の，会長による指名
- (7) 条例第 1 0 条第 4 項に規定する審査部会長及び副部会長の，委員による互選
- (8) その他，審議会の組織及び運営の手続きに係る事務

3 補則

この要領に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。